

を通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令 和 7 年 9 月 12 日 住宅局参事官(マンション・賃貸住宅担当)付

「令和7年度 改正マンション関係法に関する全国説明会」を開催します!

~全国 47 都道府県で法改正の概要等を説明~

国土交通省は、法務省と連携し、今般改正されたマンション関係法(建物の区分所有等に関す る法律、マンションの管理の適正化の推進に関する法律、マンションの建替え等の円滑化に関す る法律等)に関する説明会を全国47都道府県で開催します。

令和7年の通常国会において、「老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建 物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律」(令和7年法律第47号。以下「改正マン ション関係法」という。)が成立・公布されました。

今般、改正マンション関係法の円滑な施行に向けて、国土交通省と法務省が連携して全国 47 都 道府県で説明会を開催します。

本説明会では、法改正の概要及び改正ポイントに加えて、改正内容を踏まえた標準管理規約に関 して説明します。

1. 対象者:区分所有者、管理組合、マンション管理士、マンション管理業者、 ディベロッパー、マンション政策に携わる自治体職員 等

2. 日時・場所:別紙参照(時間は各会場 14:00~15:30)

3. 主な内容:マンション関係法の改正概要・法施行の背景、標準管理規約について

※10月21日(火)東京会場の説明の様子を録画し、後日「マンション管理・再生 ポータルサイト」(https://www.mansion-info.mlit.go.jp/)でアップロード

予定です。

<u>4.参加費</u>:無料

5. 参加方法: 事前の申込みが必要です。WEB又はFAXによりお申込みください。

※申込期間:【WEB】9月22日(月)~開催日前日の18:00まで 【FAX】9月22日(月)~開催日3日前の18:00まで

※各会場定員になり次第、受付を終了しますので、お早めにお申込みください。

<参加申込み先・問合せ先>

〇令和7年度 改正マンション関係法に関する全国説明会 受付窓口

H P: https://koushuu-setsumeikai.mlit.go.jp/m/r7_kaisei_mansion2

電話:0120-150-862 FAX:0120-150-855 ※受付時間:9:00~18:00(土・日・祝除く)

<問合せ先>

住宅局 参事官(マンション・賃貸住宅担当)付 電話:03-5253-8111